

# 解雇予告通知書

2023年12月15日

株式会社ファーストコンサルティング

株式会社エム・シーネットワークスジャパン 従業員各位

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー  
株式会社ファーストコンサルティング  
代表取締役 塚田 美樹

株式会社エム・シーネットワークスジャパン  
代表取締役 塚田 啓子

従業員の皆様におかれましては、平素より業務にご尽力頂き、誠にありがとうございます。

ご説明のとおり、皆様の出向先である株式会社エム・シーネットワークスジャパンは、本日をもって事業を全て停止して東京地方裁判所に破産手続開始の申し立てを行い、同社の運営する店舗も本日をもって全て閉店することとなりました。

つきましては、誠に心苦しいことではございますが、下記のとおり、貴殿について解雇することになりましたので、ここに解雇予告の通知を行います。

なお、出向先である株式会社エム・シーネットワークスジャパンからも、念のため本通知書においてあわせて解雇予告を通知致します。

## 記

1. 解雇年月日

2024年1月15日

2. 解雇事由

出向先である株式会社エム・シーネットワークスジャパンが事業を全て停止し、破産手続開始を申し立てたため。

3. 根拠条文

就業規則第32条第6号及び同第7号

(株式会社エム・シーネットワークスジャパン就業規則 第42条第1項6号及び同7号)

4. 解雇日までの勤務

店舗は閉店となりますが、解雇日まで、株式会社エム・シーネットワークスジャパンの破産管財人弁護士の指示により各店舗の閉鎖に向けた業務にご協力をお願いする場合がありますので、その場合は、指示に従って頂きますようお願い致します。

以上